

# 都市核のまちづくり



発行・お問い合わせ： 武蔵村山市 都市整備部 区画整理課  
〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1 TEL (042)565-1111 (内線 282・283)

## 平成22年度の工事予定箇所が決定しました

平成22年度工事予定箇所が決定しました(次ページ参照)。今年度は都市核地区の東西軸である立7・5・3号榎東西線(幅員14m)に着手する予定です。

昨年度は皆様のご協力のもと区画道路築造7号工事、仮換地指定11件、及び建物移転5棟を行いました。

また、道路工事区域、建物移転の対象となる方については、戸別訪問を行い補償金等のご説明をさせていただき、皆さまのご協力を得ながら事業を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、今年度の工事予定箇所については、やむを得ず変更になる場合がありますのでご了承ください。

### 区画整理事業進捗状況

年 度	区画道路築造(延長)	仮換地指定(面積)	建物移転
平成18年度	第1号(77.9m) 第2号(31.4m)	2件(200㎡)	2棟
平成19年度	第3号(157.7m) 第4号(257.9m)	5件(966㎡)	3棟
平成20年度	第5号(383.7m) 第6号(57.2m)	7件(2,541㎡)	3棟
平成21年度	第7号(109.9m)	11件(3,563㎡)	5棟
計	総延長 1,075.7m	25件(7,270㎡)	13棟

## ホームページをご覧ください

(掲載内容) ○事業の概要…設計図・事業概要パンフレット  
平成22年度工事予定箇所図

○移転について ○地区計画

○建築の制限、その他証明 ○審議会について

アドレス <http://www.city.musashimurayama.tokyo.jp/>

トップページ⇒くらしのしおり⇒市政情報⇒区画整理をご覧ください。



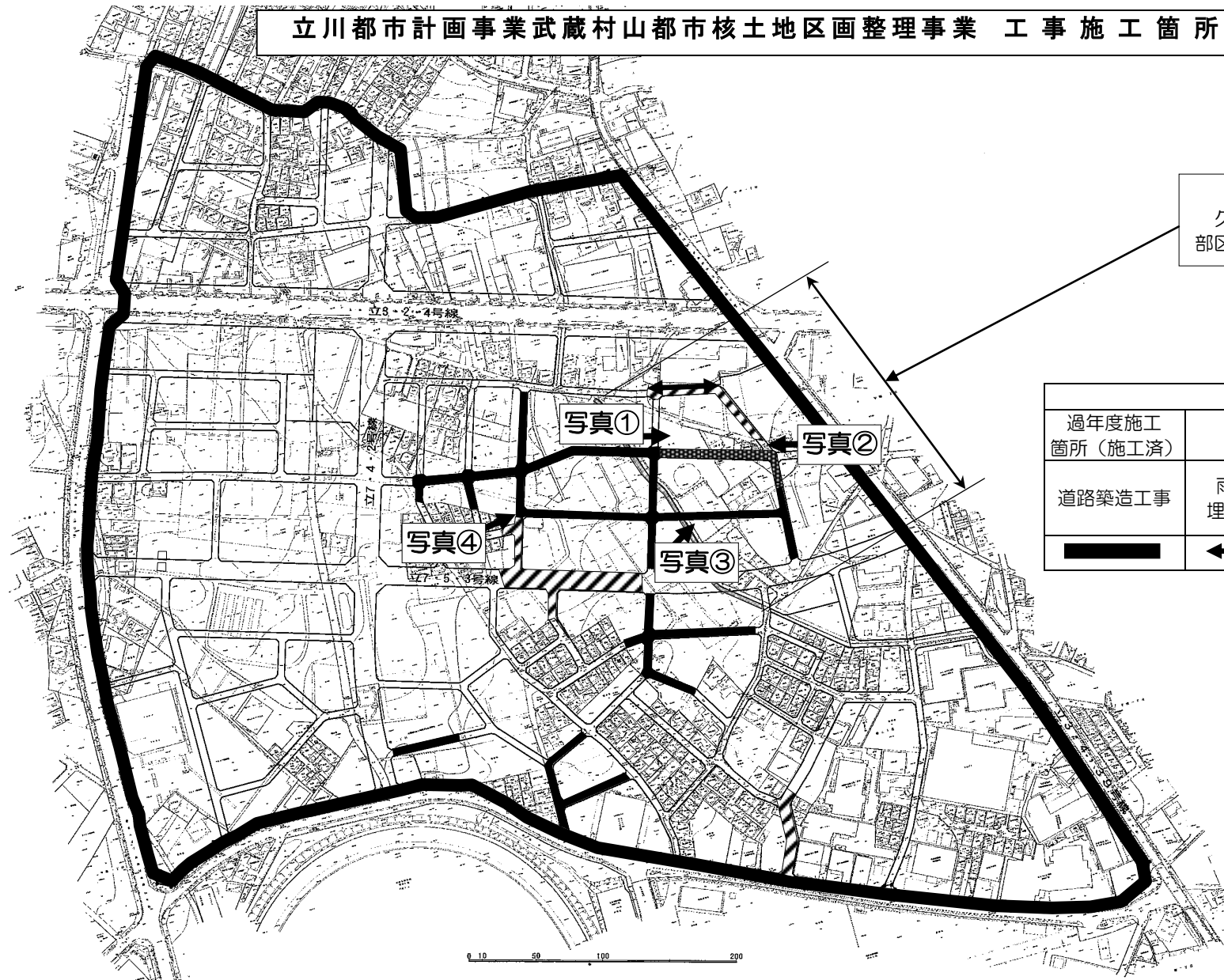
立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業 工事施工箇所図

平成22年9月現在



久保の川について  
久保の川は区画道路築造工事に伴い一部区間の埋立てを行いました。

凡 例			
過年度施工箇所（施工済）	平成21年度施工箇所		平成22年度施工予定箇所
道路築造工事	雨水管埋設工事	道路築造工事	道路築造工事



今年度工事予定箇所については、やむを得ず変更になる場合があります。

# 区画道路築造7号工事が終了

平成18年度より区画道路築造工事を進めてまいりました。昨年度も地権者の皆さまのご協力をいただき、区画道路築造7号工事、11件の仮換地指定、5棟の建物移転を行いました。平成22年9月現在の地区内の様子を一部ご紹介します。（撮影場所は2ページをご参照ください。）

↓①区画道路築造7号工事（平成21年度施工）



↓②区画道路築造7号工事（平成21年度施工）



↓④仮換地指定された街区  
（平成21、22年度一部指定）

↓③仮換地指定された街区  
（平成19～21年度一部指定）



# 区画整理

# Q & A



## 【移転後の住所について】

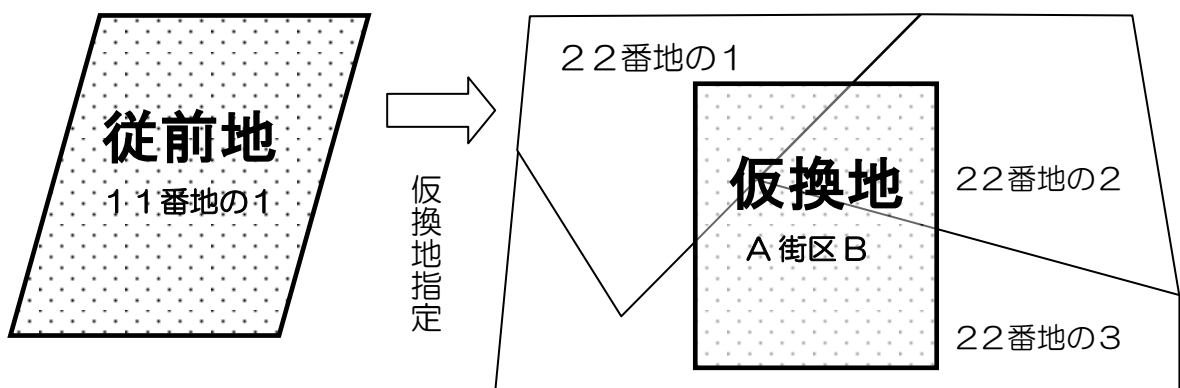
Q 仮換地指定により建物を移転し引越しました。新しい住所はどうなりますか？

A 下記のとおり住民登録が必要です。この住所は事業施行中に仮に使用していただくものです。事業終了時の「換地処分」において新しい地番に一齐に変更します。

例) 武蔵村山市榎三丁目22番地の3 (A街区B)

・仮換地のある底地の地番を使用します。  
・仮換地にかかる底地が2筆以上ある場合、所有者が選択した1筆の底地の地番となります。(一般的には面積が最も大きい底地の地番を選択します。)

・区画整理で指定された仮換地の街区番号、画地番号を( )書きで併記します。



## 個別相談事務所での個別相談を終了します

都市核地区区画整理個別相談事務所において行っていた個別相談を本年12月21日(火)をもって終了いたします。

今後、区画整理についてご相談等のある場合は、区画整理課(市役所第2庁舎2階)まで直接お問い合わせくださるようお願いいたします。



問合せ先 都市整備部区画整理課  
電話 042(565)1111 (内線282・283)  
場所 市役所第2庁舎2階

## 土地区画整理審議会開催状況

土地区画整理審議会は、権利者の代表として都市核地区の重要な事項について審議していただいております。第15回は下記のとおり開催されました。

	開催日	主な内容
第15回	平成22年4月20日	換地設計の一部変更について 仮換地の指定について

また、第16回審議会の日程は以下のとおりです。

日時 平成22年10月4日（月）午後2時より

場所 都市核地区区画整理個別相談事務所

議題 (1) 換地設計の一部変更について  
(2) 仮換地指定について

※個人情報に関する議題については非公開となります。

## 審議会委員の選任について

平成22年7月21日付で清水瑩一委員に代わり、下記のとおり新たに審議会委員を選任しました。

委員の種別	氏名	経歴
学識経験を有する者	池田悠一	元東京都職員（区画整理専門副参事） 現在、羽村市都市整備部区画整理事業課（専門委員）に在職

## 土地の売却・建物の建築等について

土地・家屋の売却、権利譲渡には特に制限はありませんが、区画整理事業では、減歩負担、移転、清算金等の権利義務が継承されますので、これらを十分理解された上で売買されるようご注意ください。

また、土地の形質の変更、建物や工作物の新築、増改築等については、「土地区画整理法第76条」に基づき、許可申請の手続きが必要になります。

新築、増改築を希望される方については、個々のケースや状況により判断し事業上支障がなければ建築が可能です（事業に支障がある場合、不許可になる場合があります）。

また、当地区は地区計画区域内となりますので、別途届出が必要になります。

その他、所有権の移転、分合筆等の土地の変動がある場合等は届出をお願いいたします。

**土地の売買や建築行為等のご予定がある方は、事前に  
区画整理課までご相談ください。**

# 事業の経過と今後の予定

